

長野市芸術文化振興等のための展示パネル貸付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、展覧会、文化祭その他の行事を主催する個人又は法人その他の団体に対して展示パネルを貸し付けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付期間)

第2 展示パネルの貸付期間は、一の行事につき7日を限度とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(貸付台数)

第3 展示パネルの貸付枚数は、一の行事につき40枚を限度とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(貸付料)

第4 展示パネルの貸付料は、1枚1日につき700円とする。

2 前項の規定にかかわらず、展示パネルの貸付に係る行事が次のいずれにも該当すると市長が認めるときは、展示パネルの貸付料は、1枚1日につき100円とする。

(1) 学校、市民活動団体、青少年の健全な育成を目的とする団体その他これらに類する団体が主催する行事であること。

(2) 芸術・文化の振興、生涯学習の推進又は青少年の健全な育成を内容とする行事であること。

(3) 営利を目的としない行事であること。

3 貸付料は、市長が別に定める期日までに支払わなければならない。

(借受けの申込み)

第5 展示パネルを借り受けようとする者（以下「借受希望者」という。）は、長野市展示パネル借受申込書（様式第1号。以下「借受申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、借り受けようとする日の7日前までに市長に提出しなければならない。

(1) 運転免許証の写しその他の借受希望者の身分を証する書類

(2) プログラム、企画書その他実施する行事の目的、会場、内容等が分かる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 借受申込書は、特別な理由があるものを除き、借り受けようとする日の12月前までは、これを受理しない。

3 市長は、借受申込書の提出があったときは、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その旨を借受希望者に通知するものとする。この場合において、市長は、展示パネルを貸し付ける決定（以下「貸付決定」という。）をしたときは、借受希望者に対し、貸し付ける展示パネルの枚数及び展示パネルの貸付けを行う場所を併せて通知するものとする。

(展示パネルの借受け)

第6 貸付決定の通知を受けた借受希望者は、第5第3項に規定する展示パネルの貸付けを行う場所で展示パネルを借り受けるものとする。

2 貸付決定の通知を受けた借受希望者は、展示パネルを借り受けるときは、長野市

展示パネル借受書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（借受者の責務）

第7 展示パネルを借り受けた者（以下「借受者」という。）は、借り受けた展示パネルを常に良好な状態で保管し、及び安全かつ適切な方法によりこれを使用しなければならない。

（返却）

第8 借受者は、借受申込書に記載した貸付期間の末日までに展示パネルを市長に返却しなければならない。

（紛失等の報告）

第9 借受者は、展示パネルを紛失し、又は損傷させたときは、直ちに長野市展示パネル紛失・損傷報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（賠償責任）

第10 故意又は過失により展示パネルを紛失し、又は損傷させた者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 展示パネルの使用に故意又は過失があったことにより借受者又は第三者に損害が生じて、市は、その責めを負わない。

（補則）

第11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成20年6月16日長野市告示第282号）

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（令和3年12月27日長野市告示第650号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。